

対政府要請行動（2）

農水省、文科省

-----以下、要請内容-----

農水省 殿

文科省 殿

国民の命をまもり、農業を発展させるための要請 ～総額 5 兆円規模の農業予算の確保を～

1. すべての農業者が継続して営農できる所得補償制度を導入すること

大規模なコメどころでも肥料・機械代などコストの高騰である程度の農産物価格（米価など）でないと農家の営農が困難である。一方、貧困が進み食品価格が上がり続けている中で消費者も苦しい。

農家の所得が確保され、消費者も安く買えて助かり、自給率も上げられ、また農家が継続できる必要な額と消費者が払える額のギャップを埋める政策として、米 60 kg あたり 25000 円程度の価格維持ができるような農家への所得補償制度を導入し、消費者に対しては 5kg3000 円相当の標準的な販売価格になるような交付金制度を設けること。

2. 中山間地対策を現状より、充実させること

平地の大規模化だけでは、国民の基礎食料はまかなえない。中山間地域のコミュニティを維持することは、食料生産だけでなく、山地や農地の荒廃・災害等の防止に役立つ。中山間地には、さらなる中山間地補助を実現すること。

3. 大胆な新規就農者対策を行うこと

担い手の高齢化は深刻。基幹農業者は 100 万人割れ、ここ 15 年で半減した。これは自然現象ではなく、農産物市場開放など輸入依存で国内農業を放置した農政の結果である。農業者の平均年齢が 70 歳と言われ、国民の食料を生産する新規就農者対策は待ったなし。ここ数年で、大胆な予算措置を前提に、自治体との連携で、農業技術支援や生活支援などを行うこと。

4. 小中学校の学校給食無償化の促進と質の向上（地産地消・有機農産物の促進）を行う

小学校の学校給食は無償化となったが、中学校は無償化となっていないため、義務教育に係る給食費はすべて無償化にすべき。ただし無償化をしたことで給食の質が落ちているという自治体もあるようなので、地産地消、オーガニック給食（有機無農薬・減農薬野菜・安全安心な畜産肉や卵の使用、調味料の無添加化など）を実施し、食の安全と健康を考慮し、給食の質を上げるべき。そのために有機農業・安全安心な畜産の推進を行うこと。

5. 種を国内で生産・循環させる仕組みを確立し、種子法を復活させること

食料は命の源であり、その源は「種」である。しかし、種子法が廃止され、自家採取を制限する

種苗法改正もなされた。もし、海外からの種の提供を止められると自給率が 9.2%まで落ち込むとの試算もある。大事な種を国内で生産・循環させる仕組みを早急に確立し、種子法を復活させること。

6. 農家の負担軽減策を促進させること

中東情勢で燃料、肥料、ナフサ不足や価格高騰は農業に深刻な影響を与えている。農家の負担軽減策や肥料の国産化を推進すること。また土地改良事業やスマート農業等の支援の補助負担割合を上げ、農家負担を軽減すること。

7. 鳥獣害対策の充実強化を図ること

熊・シカ・イノシシなどの獣害被害に加え、外来生物による農作物被害も深刻な状況になっている。また、農業だけではなく、市民生活にも深刻な影響を与えている。鳥獣害対策関連の、法の規制緩和や予算の拡大を図ること。

第 22 回全国地方議員交流研修会実行委員会

共同代表 市橋修治（北海道議）／藤本眞利子（和歌山県議）／山内末子（沖縄県議）

第 2 分科会「国民の食料自給の確立をめざして」

（省庁答弁）

■「1. すべての農業者が継続して営農できる所得補償制度を」

農水省、政策官房、加藤（憲）と申します。本日は様々ご要請いただきましてありがとうございます。まず 1 つ目の項目の、「すべての農業者が継続して営農できる所得補償制度を導入すること」というご要望をいただきました。まず基本的には、農産物の生産コストが上昇する中で、農業者が利益を上げていくためには、まずは農業経営の収益力を上げていくことが、まずは基本的に重要だと思っております。

農林水産省としては、そのために、昨年度から農業構造転換の集中対策というのを 5 年間、集中的に、生産性の抜本的向上などを行うための対策を集中的に講じておりまして、その中で、農地の大区画化であるとか、スマート農業の導入の加速化などの対策を行っているところでございます。

もう 1 つ、付加価値の向上というのも行っていくことも重要だと思っております。品種の保護によるブランド化であるとか、きめ細やかなマーケティング等を行って付加価値を向上させていく、そういう、生産性を向上させていくことと付加価値を向上させていくことを通じて、その農業経営の収益力を高めていくということを、まず進めていきたいと思っているところでございます。

生産コストが上がっているというご指摘、いただきましたけれども、そこに関しましてはですね、コスト、生産コストが上がっている分に関しましては、価格交渉の中でしっかりそれを価格転嫁できるような環境を整備していくことが重要だと考えているところでございまして、食料システム法を整備しまして、今年度から施行されているところでございますので、そういった中で、しっかりと価格転嫁をできるような環境を、政府としても行っていきたいと考えているところでございます。

所得補償の創設に関しましてはですね、様々な意見があるということを承知しております。税金がですね、原資であることを踏まえ、国民の皆様の理解が必要だと思っておりますので、慎重な検討を政府としては有するものと考えておるところでございます。

■「2. 中山間地対策」

中山間地の関係は、地域振興課の高輪橋が回答させていただきます。中山間地域は、我が国の農家数や耕地面積、それから農業生産額の4割を占めるということ。食料供給と多面的機能の発揮において、非常に重要な役割を担っているという認識でございます。

ですが、ご意見もありましたとおりですね、平地と違って、傾斜とかいろいろあってですね、規模の拡大もできない、生産コストもなかなか下がらない高い地域であるということで、さらに人口減少や高齢化も平地に比べて進んでいるということで、農業生産活動の継続ですとか、集落機能の維持に課題を抱えているというふうに認識しております。

このためですね、まず中山間地域直接支払いということで、平地とのそういう条件不利を補填するために交付金を出しておりますけども、これについて、中山間地域の農業を下支えする機能を一層発揮できるようにですね、来年度、令和9年度に向けた水田政策の見直しという中で、条件不利の実態に配慮して支援を拡大するという方向で検討を進めているところでございます。

それから、これまでも中山間地域においてはですね、そういう地域特性を、中山間地域という特性を生かした野菜や果樹等の高収益作物の導入ですとか、有機農業の推進だとか、そういうことを新たにに取り組む際にですね、実証的なモデル事業というところで支援、事業を行ってですね、支援をしているところがございますし、なかなか人も少なくなって、集落機能の維持が難しいということについて、いろんな複数集落をまたいで、もうやれる人が村づくり、協議会みたいのを立ち上げて地域を維持していこうと、そういう取り組みの支援などを行っております。

今後ともこれらの事業の着実な推進に努め、とともに支援制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

■「3. 新規就農」

3番目の新規就農の関係でございます。経営局就農女性課の金澤（拓也）と申します。お話の中で、基幹的農業従事者が減っているというお話がございました。まさに高齢者の、高齢の農業者がですね、リタイアをされているというところだと思います。

加えて、高齢化ということで、高年齢の平均年齢というのも上がっているところがございますので、持続的な構造にしていくためには、この年齢構成のアンバランスというのを是正していく必要があるということで、この新規就農者をですね、どんどん参入を促進を図っていきたいというふうに思っております。

一方ですね、この既存の地域の担い手となるような、あるいは法人だとか、法人に雇用されるような方っていうところはですね、実は増加をしているところがございます。ですので、いった既存の担い手の経営発展というものもですね、しっかり取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

新規就農の関係につきましては、従来からですね、いろいろと政策をやっておりますし、皆さん

も非常に知っていただいているということでございましたけれども、農業の魅力を発信をして、まずは知ってもらうということ、それと就農の準備、研修段階での資金の支援、あとは経営初期の資金の支援、そういった支援をですね、切れ目なくやっていくところ、やっていくことですね、新規就農の確保を図っていきたいと思っております。

その就農準備資金と経営開始資金というものでですね、年間 165 万円、お支払いをするような事業があるんですけれども、これ昨年までは 150 万円でございました。今年から 165 万円ということで、少し単価を引き上げさせていただいたということと、今までの新規就農の政策と別枠でですね、新規就農者チャレンジ事業という機会の導入を支援するような事業も、今年からまた創設をしたところでございました。

いった拡充等をちょっと取り組んでいながらですね、新規就農者の確保にですね、図ってまいりたいと思ってるところでございます。

■「4. 学校給食」 文科省

学校給食費について回答させていただきます。文部科学省健康教育教育課の宮野（恵光）と申します。いわゆる給食無償化についてでございますけれども、ご案内の部分はあろうかと思いますが、昨年 2 月の 3 党合意において、まずは小学校を念頭に実現すると、その上で中学校への拡大についてはできる限り速やかにということで合意がなされているところでございます。

それを踏まえまして、令和 8 年度からまずは小学校において、学校給食費の抜本的な負担軽減という形で、国として支援をスタートさせていただいているところでございます。中学校については、3 党合意の内容を踏まえまして、小中学校等の給食実施状況の違い等も踏まえた課題の整理をする必要があるというふうに考えてございますので、まずはそういった対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、同時に今回の取り組みによって給食の質が落ちることがあってはならないというのは、3 党合意で議論をされているときから課題になっているところでございますので、文部科学省としても農林水産省さんをはじめとした、関係省庁とも連携しながら給食の質の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

■「4. 学校給食」 農水省

農林水産省として、4 番、学校給食、特に質の向上の点についてご説明させていただきます。消費者行政・食育課の大嶋（耕造）と申します。学校給食における地場産、地産地消だとか、有機農業、有機農産物の促進、要請にあるとおり、食材の安定的な販路の確保、拡大を通じた地域農業の振興を図る上で重要であるという点と、地域農業、地域自然、食文化、産業等に関する理解を深めるということとか、生産者に対する感謝の念を育むということで、食育の観点からも大事だというふうに考えております。

こうしたことからですね、農林水産省としては、学校給食に地場産物等を供給、活用するための連携体制づくり、給食現場における地場産物の利用拡大に向けた指導助言、生産現場のニーズ、課題調整等を行う地産地消コーディネーターを、結びつけるですね、派遣だとか、有機については地域ぐるみでですね、有機農産物の生産拡大、学校給食における試行的な導入等の支援をしていると

ころでございます。

先ほどありましたとおり、今後ともですね、文部科学省と関係省庁と連携してですね、学校給食の質の向上に努めて推進してまいりたいと思っております。以上になります。

■「5. 種を国内で生産・循環させる仕組みを確立し、種子法を復活させること」

種子の関係、種子法の復活のところでございます、農産局穀物課の岡野（郁也）と申します。

主要農作物種子法、いわゆる種子法につきましては、戦後不足していた食料の増産を図るために、イネ、麦類、および大豆の種子の生産等に関する事務をすべての都道府県に一律で義務付けていたものでございます。

それを官民の総力を挙げて、多様なニーズに対応した種子供給体制を構築するために、平成 30 年に廃止したところでございます。その後ですね、33 の道県において独自性のある、条例等の制定が進んでおりまして、新たな官民の連携であったり、協力の動きであったり、圏域を超えた種子供給体制の整備がなされているところでございます。

この結果ですね、と、地域農業に必要な対応が講じられておりまして、種子法廃止後もイネ、麦類、大豆の種子に関しましては、国内流通のほぼすべてを、国産で賄うことができております。こうした現状を踏まえ、農林水産省としてはですね、廃止いたしました種子法に関しましては、復活をさせることは今のところ考えてございません。

■「5. 種子」追加

5 番、追加で、お願いいたします。農林水産省、知的財産課種苗室長の田中（弘幸）と申します。私のほうから、野菜種子に関しまして、種苗法改正で自家採種につきまして、ご説明させていただきます。

自家増殖を制限する種苗法改正と書いておられますが、令和 2 年の種苗法改正において、自家増殖も許諾を得るということで改正させていただいております。当時の、議論の中では登録品種の自家増殖にもですね、許諾が必要になるということになりまして、現場の農業者様にもですね、負担の増大につながるのではないかと、ご議論、ご懸念を示していただいたところでございます。

それを受けまして、登録品種の許諾手続きが負担にならないよう、例えば農研機構では、作物ごとに自家増殖の許諾手続きの要否を含め、許諾手続きについてホームページなどで公表するなどしまして、周知徹底を図ってきたところでございます。現場でも種苗法改正によって、許諾手続きの煩雑化など負担が生じたといった声はなく、現在適切な運営、運用が図られていると考えております。

また、野菜種子につきまして、現在約 1 割が国内生産で、約 9 割は海外で生産しているという現状がございます。これは、リスク分散の観点から、野菜種子については、日本の種苗会社さんが、その品種を開発して、日本種苗会社さんがその種子生産に適した世界各地で、生産しているという状況でございます。

また、野菜種子の備蓄につきましても、日本の種苗会社さんが国内産地に種子を安定供給できるよう、国内で約 1 年分の在庫も保有しており、安定供給の体制を築いているところでございます。

一方、世界的な気候変動とかですね、病害虫の発生などのリスクが高まっていることを鑑み、国

内で野菜種子の生産を拡大していくことが重要であると認識しております。そのため、国会でも、気候変動等に対応した品種の開発とその種子の生産を推進するための法案を、今国会でご議論いただいて、先週金曜日にですね、可決、成立していただいたところでございます。重要品種の育種生産の法律も活用することによって、いろいろと保温体制や、耐病性、発臭性等の優良な特性を有する野菜種の国内生産を高めていきたいと考えているところでございます。

■「6. 農家の負担軽減策を促進させること」

6 番の中東情勢関係とスマート農業関係についてご説明させていただきます。農林水産省農産局技術普及課の美保（雄一郎）と申します。まず中東情勢の影響によりまして、原油やナフサの調達に対する懸念というものがあつたところでございます。原油については、国の備蓄を放出、それから、ナフサ、原油両方ともアメリカなどからの代替調達を通じて、確保してございます。現在のところ、年度を超えて供給可能な状況というところを、供給継続は可能といった状況になっているところでございます。

全体としてはそういう状況ですけども、個別個別の状況を見ますと、供給見通しの供給不足や、実績以上の発注といったところが行われることで、希望する数量が調達できないといったような声もいただいているところで、ございます。

このため農水省では、相談窓口を設置いたしまして、個々の相談についてですね、情報を収集させていただいて対応するとか、経済産業省とともに対応するとともに、相談窓口で待ってるだけではなくて、特にプラスチック関係で、使用量の多い園芸農家さんなどは JA などを通じて、こちらからプッシュ型で、不足状況等を把握させていただいております。1 つ 1 つの問題解決に真摯に取り組んでいるところで、ございます。

また、肥料につきましては、中東関係で、尿素、肥料の中の窒素成分を多く作っているということございまして、今年の秋用の肥料については、原料は概ね確保できてると認識しているところでございます。また、来年の肥料についても、着実に確保する必要がございますので、今年の 5 月、6 月に鈴木農林水産大臣が、主要な肥料原料の供給国であるマレーシアやモロッコを直接訪問しまして、原料供給してる企業に対して、我が国への安定供給への働きかけを行なっているところでございます。

また、要請の中でご指摘いただいておりますとおり、肥料の国産化ということで、化学肥料については、ほとんど海外に依存しているところもございますので、国内で家畜糞尿由来の堆肥だとか、下水汚泥資源などを活用していくところが、大変重要でございます。数年前から、ここについては大きな予算を投じて、転換対策を進めてるといったところで、ございます。

価格の上昇につきましては、燃料につきましては、政府全体として、燃料価格の高騰に対する激変緩和対策措置が行われてるところでございます。燃料油を使用するすべての農業者の皆様への負担軽減が図られてるところでございます。ガソリンが 170 円程度になるようにということで、同水準の支援を、農業者が使う軽油や重油にも支援しているといたしております。それ以外にも、農水省独自としましては、燃料について、経費に占める燃料の割合がとても高い施設園芸やお茶について、別途の価格急騰時に対する保険金を交付する制度を措置するとともに、資材費の高騰につきましては、資金繰り支援ということで、日本政策金融公庫が実施してる農林漁業セーフティ

ネット資金に対する、金利負担の軽減措置なども講じているところです。引き続き緊張感をもって、しっかり対応していきたいと考えてございます。

また、スマート農業につきまして、最初の構造転換対策の中で、スマート農業に対する支援というのも、昨年度の補正予算からかなり大型の予算を措置をさせていただきました。事業名は「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業」、通称スマテン事業でございます。スマート農業技術を導入する際に必要となる農業機械の導入等に対して、補助率 2 分の 1 という高い補助率の割合で支援してるところでございます。また、募集のほうも、今年度分の募集も続けてるところでございますので、地元のほうで、ご要請ございましたら、ぜひご活用いただければというふうに考えてございます。以上でございます。

■「6. 農家の負担軽減策を促進させること」

農村振興局設計課の高梨（雄貴）と申します。6 番の土地改良事業の農家負担の軽減について、ご説明させていただきます。まず、土地改良事業ですけれども、農業の構造転換とか、国土強靱化等を図っていくために、非常に重要と考えておりまして、まずは、しっかりと予算を確保していくということが重要だと考えております。

今年度の予算につきましては、令和 7 年度の補正予算と合わせまして、6,942 億円ということで、前年度より 442 億円相当という形で、いただいているところでございます。また、令和 9 年度に向けまして、引き続き必要な予算を確保できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、地元負担の軽減につきましては、例えばこれまでも、農地中間管理機構と連携した農家負担のない農地整備事業といった仕組みを講じたり、農地の大区画化の割合とか、集積・集約化率等に応じて農家負担を軽減する制度、また農家負担金の償還率相当額を助成する事業、農家負担の軽減のための各種制度を講じてきたところでございます。

今後もですね、引き続き地元の声をよく聞きながら、支援の充実に努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上になります。

■農水省

我々がいただいていた要望書は、6 までしかないバージョンで、「7. 鳥獣害対策の充実強化を図ること」の担当者はここに来ていないのは申し訳ないのですが、一般論ですが、農水省では農業被害防止するために、鳥獣被害防止総合対策交付金によって、柵の設置などを支援させていただいているところでございます。昨年補正予算で、15 億円増額したところでございます。特に熊について、重要な問題だと思っておりますので、政府全体で策定した対策パッケージに基づいて、農水省では特に農業対策を強化しているところでございます。

シカ、イノシシ、あと外来生物のアライグマ等も含め、今後も関係省庁と連携して対応を推進してまいりたいと思っております。はい、以上になります。

（議員の発言と省庁答弁）

■大山奈々子・神奈川県会議員

シンプルに、2 点伺おうと思います。項目 1 の所得補償に関しては、国民の理解が得られるかと

という言葉がありました。国民が主食を食べられなくなるような事態が起こっています。農家が減っては、主食に影響するということは国民も体感しているので、国民の理解云々は、それは理由にならないんじゃないかと思います。農家を守る立場で所得補償を実現してもらいたい、その際に、防衛予算という枠組みで考えられないかという話が昨日（の分科会で）出てました。高市首相が継戦能力ということをおっしゃっていますので、もし国内でそういう事態になったときに、食料が枯渇してしまっては困りますので、農水省が所管する予算を、防衛予算の枠組みで考えるっていう発想はいかがなものかという質問が1つ。

もう1つ、新規就農者ですが、神奈川県は5年間で3,400人も就農者が減っています。今回、金額を増やしていただいたのは本当にありがたいんですけども、対象年齢が49歳以下です。神奈川県からも毎年、その年齢の引き上げを求めています。多分他県からも出てるとは思いますが、高齢化社会の中で、一定期間勤めた後に農業にという方もいらっしゃるの、新規就農者への支援の対象年齢の拡充をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

■農林水産省大臣官房政策課（加藤）

所得補償の関係は、先ほど申し述べたとおり、原資が税金になっております。例えば所得補償を導入した際の生産性向上に向けてどんな影響があるのか、こういった生産者を対象にするのかどうか、その支援の水準をどのように設定するのか等々、様々論点がございます。そういった論点を考えながら国民の、皆様の理解が得られるように、慎重な検討を要するものと考えているところでございます。

■農水省

新規就農の関係でございます。年齢の引き上げというお話、他の県からも年齢の引き上げのお話はよく聞いているところでございます。50歳以上の新規就農の方も一定数おられます。こういった方々の意見を聞いてみますと、課題となっているのは技術であったり、機械の初期投資だとお伺いしています。

ですので、農業大学校の技術研修の機会を50歳以上の方にも提供させていただいているところでございます。あとは日本政策金融公庫の新規就農者向けの融資がございますが、こちらについては65歳未満が対象でございます。

また、先ほど申し上げました新規就農者チャレンジ事業という支援は、今年から設けたものについては、こちら65歳未満ということで、50歳以上の方も対象にさせていただいております。各年代ごとの課題が違いますので、ニーズに合った政策を講じていきたいと考えております。

ただ一方で、年齢構成のアンバランスということを考えますと、49歳以下、なるべく若い方、できるだけ長く働ける方に、手厚く支援をしていきたいと考えておるところでございます。

■農水省

防衛予算の枠組みでというご意見いただいたところでございます。農水省としても食料安全保障、多分、安全保障という観点から議論をしていただいているのではないかと思います。農林水産省としても、食料安全保障をしっかりと確保させていただくことは重要だと思っております、基本法も改

正させていただきまして、食料安全保障という位置づけて、しっかり確保できるように様々な政策を動員していきたいと思っております。基本的には、農業関係の予算というところであれば、農林水産省の中でしっかり対応させていただくというところが基本なのかなというところは思っているところでございます。

■横山裕太・岡山県赤磐市議会議員

ちょっと重複するところもあるんですが、1番大事なのは、1番の所得補償だと思っています。（農水省の）皆さんも、限られた予算の中で精一杯、やってくれて、先ほどの答弁だったと思うんですけど、与えられた予算の中でということなんで、皆さんに言うてのどうこうではないんですが、この表題で「総額5兆円の予算」と書いているんです。多分今2兆円ちょっとだと思うので、3兆円増やして、総額5兆円にしてほしいということをぜひ、農水省の皆さんから強く要望してもらいたいなと思います。

当たり前ですが人間、食べないと生きていけないんですよ。今、食料自給率が本当に低いという状況で、高齢化も進み離農者も多い、新規就農者もやる気を持って始めたけど結局続かない。全部やっぱりお金なんですよ。（農業で）食っていけないから続けられない。どんどん減ってく。だから対策は、農業続けられるように所得補償しかない。

限られた予算でやってくれてと思うんですけども、先ほど言われた収益率の向上や、いろんな引き上げをやっていただいたとしても、今の予算規模では悪化の一途をたどると思います。先ほどの食料安全保障という意味でも、国民が生きてくために絶対に必要なものだっていうことであれば、最優先でやらなきゃならないことなので、皆さんが大幅な予算を勝ち取っていただいて、所得補償をやってもらわないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

■農水省

必要な予算の確保というところで、5兆円の農業予算の確保というご要望をいただいたところでございます。予算担当課は来ておりませんが、農水省としてはですね、必要な予算をしっかりと確保できるように、厳しい財政状況の中においても、農水省政策をしっかりと実施して、農業者の所得を向上させていくよう、これから概算要求等もございますので、しっかり対応させていただきたいと思っています。

所得補償に関して、食っていけるようにしていくことが重要だというところでお話いただきました。そういった思いは、農林水産省としても同じ思いでございますので、農業構造転換、集中対策等、様々な対策を実施しているところですので、そういったところをしっかりと実施しながら、儲かるようなことが農業にできるように、しっかり政府としても頑張っていきたいと考えているところでございます。予算に関しては、必要な予算をしっかりと確保できるように対応していきたいと思っています。

■柿野義直・福岡県みやこ町議会議員

九州で町議会議員をやっております、現役の農家です。3.5ヘクタールぐらいの水田を中心に、露地野菜を作っております。私、毎年3月に青色（白色）申告をやりますが、この20年間調べてみ

ましたら、ほとんど（農業）収入がありません。そういう実態です。

中山間地域に住んでおりますから、畦畔が広くございまして、軽トラックを毎日走らせてるんですが、草刈り機を毎日積んで手入れをしないといけないという、そういう厳しい環境にあるんです。だから所得補償で、一定程度の面積を管理すれば、生活が成り立つようにしていただきたいですよ。

地域の地方の、農村が疲弊しているのは、農業をやっても生活が成り立たない、そこなんです。農業が成り立たないから、そこに住めないわけです。農水省は何を考えてるのかと思ってます。所得補償の件についてはですね、重々考えていただきたいと思います。農林の現場の状況は深刻です。ぜひ、考えていただきたいと思っております。

新規就農の件ですけども、皆さん、150万で生活できるでしょうか。新しい職を得ようとしてですね、頑張ろうとしてるところにですね、150万ぐらいのお金では生活できません。子どもを育てなければいけないし、それが2年間続くわけですよ。私は新規就農の方がね、150万ぐらいでは増えないと思います。もっと上げてほしいと思います。

さらに何点か言います。1つは水害が起き、農地が災害を受けます。改良復旧工事があります。負担金はそれぞれの自治体で違うでしょうけども、私たちの町では5%の災害復旧の負担金があります。今は工事費用も上がってますから、5%でも相当の金額になります。それが出せないから放置してる状況もあるんです。

もう1つは、中山間地域はイノシシやシカが相当出てきております。1回目に金柵で囲いましたが、それでは間に合わないということで、2回目は柵を作りました。それでも侵入するんです。だから、猟友会など鳥獣捕獲の人が捕獲して町がいくらかの補填金、補助金を出すんですが、その柵が農水省に要望しても、柵が少なくて賄えないという状況があります。猟友会の方から申し入れがあり、行政に話をしましたら、農水省に柵の拡大を要請しても埒が明かない、そういう状況があります。早急に何とかしてほしいと思います。

■農水省

所得補償の関係に関しましては、先ほど、述べさせていただいたとおりですが、しっかり、農業者の安定した所得を確保していくことは、我々としても重要だと思っておりますので、そのためには、去年から、農業構造転換、集中対策とか様々な対策も、実施してきているところでございますので、そういった対策も通じて、農業者の方の所得をしっかり確保できるように、これからも対応していきたいと考えております。

■農水省

新規就農の関係で単価、ご意見をいただきました。物価高の状況とかも踏まえて、今年から15万円アップをさせていただきました。まだまだ少ないということでもございますけれども、ご意見については承知をいたしました。この単価についてはこの165万円だけじゃなくて、実際に農業経営っていうところでも、少しずつ、収入を増やしていただきたい。最低限の部分をですね、お支払いをさせていただいているという考えに基づいております。また、財政の問題もございまして、ちょっといろいろ現場の声聞きながら、どういった施策が有効なのか、考えてまいりたいと思っております。

■新谷博範・金沢市議会議員

小中学校の学校給食の無償化の件に関しまして、1点、アレルギー等の事情により、学校給食ではなく、家庭でつくった昼食を持ち込んで生徒さんがいます。その生徒に対する補償と言いますか、費用弁償が、各自治体によって対応は分かれております。文科省として自治体に対する実施要項とか要領、実際どのように規定しているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

■文科省

ご質問ありがとうございます。今回の学校給食費の抜本的な負担軽減における、今おっしゃっていただいたようなアレルギーとか不登校とか、何らかの事情によって給食を喫食できてない子どもたちに対する支援については、昨年の三党合意においてもですね、非喫食者支援については各自治体の判断に委ねるということになっておりますので、基本的には、各自治体において適切にご判断いただくべき事項というふうに考えております。けれども、文科省としても、今回交付金で支援させていただいてますけども、その支援メニューの1つに非喫食者支援に対するメニューも設けておりますので、それを各自治体において適切にご活用いただければというふうに考えてございます。

■森あやこ・福岡市議会議員

先ほどから、所得補償とか、様々な施策、聞いてると、してあげる的な感覚が受けられます。

この間の国策によって、農業政策によって、農業は衰退させてられてきた現状があると思います。農業者が続けられないという国策で、これは政権の部分で、大きな影響があると思っています。誰かを悪者にしたら解決するのかわという問題ではなくて、今の現状をどうやったら解決できるか。私たちミサイルを食べて命をつなげません。だから、(農産物を)作ってくださってる方たちが、生きていける、食べていける、そこって守らなきゃいけないと思ってます。

それで、初期投資というか、借金をさせて、その金利を軽減させるとかいうことではなくて、ほんとに、みんなが農業を始められる、食べ物を作ることができるような、そんな国にしなければ、この国は終わってしまうと思います。

共同でやれるような、例えば農業機械など共同でやれるような、企業を支援するとか。今、実際に生協とか、いろんなところが、農家さんたちを共同で支えるという仕組みも作ってます。それが民間のところでやり始めてるところがあって、そういうところを増やさないといけない。

これが国策として、やる仕組みを作って、農業政策をやっぱり根本から支える。これは国を支えていくこと、国民の命を支える。今日、明日食べるものがない、なんて思わせるようなことをしないこと。この形作りをやらなきゃいけない。作ってくれる人を増やすしかない。今まである農業政策、ちょっと抜本的に見直していただいて、できる人が、できることがやれるような仕組みを、ぜひ作っていただきたいと思うんですけれども。

■農水省

貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。農林水産省として、農業者の方がしっかり、営農できるような環境を整えていくことが重要だと思っておりまして、やはり、農業者の方に

寄り添いながら、しっかり意見を聞きながら、対応していくことは、もちろん重要だと思っているところでございます。

新しい基本法に基づいて、先ほどから申し上げています農業構造の転換の対策というのも、去年度から、5年間ということで集中的に実施をして、農業経営をしっかりと稼げていくように新しい政策も講じさせていただいているようなところでございます。

その中で共同、施設の整備、施設の再編合理化などの支援を加速化できるような措置も設けさせていただいているところでございます。農業者の方々の、ご意見を踏まえながら、しっかりと、政府としても対応させていただきたいと思っているところでございます。

■ 森あやこ

ほんとに待ったなしの状態だと思いますので、大胆な形で、ほんとにみんなが食べていける形を、国の形を作っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

■ 吉留良三・いちき串木野市議

2番の中山間地対策で、ご検討いただきたいことを申し上げます。私、中山間地の議員で、日々ほんとに疲弊していく農村で生活してます。あと5年じゃないか、あと5年すればもうこの地域なくなるような、そういう思いですね、皆さんと今語り始めています。

そうしたときに1点、今度の、国の法律で産業競争力強化法が改正されました。その中にエッセンシャルサービスに対して、助成を広げるということで、いわゆる、まさに中山間地の生きるすべ、買い物だ、医療だ、交通だ、そん中に草刈りまで含めるよということが入ってだと思えます。さらにもう1つ、公務員の人たちの兼職でこういうことに関わる場合も対象にするよということが入っています。私はやっぱり、飯を食わなければ農村を守れない、地域を守れない。

やっぱり公務員という力を使うことも含めて、地域を守っていく。そのために、私はこのエッセンシャルサービスの理念というか、農村部の草刈りまで含めるよと。それで、公務員の兼業も含めるよというのを含めてですね、ありますので、ぜひこういうのを含めて、何か飯の種が確保できるような方針を作っていただいて、やっぱり農村を守ってほしいと思います。

■ 農水省、中山間地域担当

中山間地域担当しております。貴重なご意見ありがとうございます。中山間地域の振興に関しては、農水省ですと、農業生産を中心になってくるんですけど、先ほどおっしゃられたエッセンシャルサービスについては勉強不足ですが、やはり、地域の振興という面では、関係省庁が連携してということだと思います。総務省とか国交省とか、私どもも関係省庁と情報交換をしながら、そういう地域の発展のための政策をですね、この省庁だとかいう政策があるよという話をいろいろやってる、ところでございます。

そうしたところで、草刈りとか農業の面も、そういう関係省庁の政策でも、やっていただけるようになっていうのは、いろいろ情報共有しながらですね、進められるようにしていければと思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございます。

■柿野義直

先ほどの質問で回答がございましたので、もう1度お尋ねいたします。鳥獣被害の捕獲について、国が補助金・助成金を出す、その枠を拡大してほしいという要望です。

また災害が増えてます。集中豪雨が頻繁に起きております。その災害復旧にあたっての負担金をできるだけ出さないようにするために、国が助成金の増額をお願いしたい。激甚災害のときは、ほとんど地元の負担金、地権者の負担金はありませんが、普通の災害の場合は、私たちの地域では5%の負担金は大きな負担になっております。中山間地域は段差が大きいですから、災害復旧も大きな工事になります。地域からの切実な声です。

■農水省

繰り返しになりますが、6番までの要請項目しか事前にいただいておりませんので担当者がきていません。その上で、先ほど申し上げたような対策をやっていきたいというふうに思っております。、そういったご意見があるということは、はい、今、伺いました。

また災害復旧の担当も今日来ていないんですけれども、先ほどおっしゃられたとおりですね、災害の規模とかに応じて、結構、国費の負担額っていうのは変わってきます。激甚災害とかだと、95%を国費で支援されていると思いますし、小さいものでもですね、7割とか8割とかは、補填されているのかなというふうに私は認識しているところでございます。残りの部分は負担金という形で、地元の県や市町村とか、あと、農家の方々が負担されているという実情があるということも承知しております。例えば農業水利施設とかだと、国の負担の割合が高かったり、一方で個人の農地が被害を受けたときは、確か、農家負担の割合がちょっと高くなっているのではないかなと思っております。

担当者が来ておりませんので、いただいたご意見についてはですね、担当の局にお伝えさせていただければと思います。

■横山

担当が来ておられないので、ぜひ伝えていただきたいと思います。鳥獣被害対策についてです。猟友会に入ってる猟師さんに補助金が出るっていう形だと思うんですけど、ここに書いてある法の規制緩和という意味なんですけど、猟友会の人たちも減っている中で、被害は拡大していくのが現状です。猟友会以外の人たちにも、出してもらえよう広げてほしいという意味で書いてます。

若い方で狩猟の免許をもっているも普段は別な仕事をされている。結局、高齢の猟友会の方々が、命がけの作業を担っているというのが現状です。農業者も一緒ですけど、猟師で食っていけるっていうぐらいお金出さないと、やる人もどんどん減ってってしまう。

先ほど、大規模化に力を入れるという話がありましたが、鳥獣対策が不十分だと中山間地域だけでなく平地の農地にも被害が出る、全体の農業にも関わることですので、対策強化をぜひお伝えください。

■司会・市橋

これで農水省、文科省への要請を終わります。ありがとうございました。